

Q 感染性胃腸炎で欠席する児童生徒が急増しました。具体例を基に、配慮すべき点は何かを教えてください。

A 感染性胃腸炎は、一年中発生しますが、特に11月から2月にかけて多く発生しています。感染経路は、ほとんどが経口感染です。患者のノロウイルス等が大量に含まれる糞便や嘔吐物から人の手などを介して二次感染する場合、ヒトからヒトへ飛沫感染等直接感染する場合、食品取扱者が感染しており、その者を介して汚染した食品を食べた場合、汚染されていた二枚貝を生あるいは十分に加熱調理しないで食べた場合などです。

ある日の朝、小学2年生の学級で腹痛を訴えて休むという連絡が相次ぎました。欠席理由のほとんどが、腹痛・嘔吐・下痢ということでした。学級担任も腹痛と嘔吐が激しく欠勤の連絡が入りました。始業時の教室には、約半分ほどの児童しかいませんでした。しかし、隣の教室はほとんどの児童が出席をしていました。この事態を受けて、感染症発生時の対応マニュアルに従って、対応することになりました。同学年児童をはじめ、全児童・全教職員の健康観察、出欠状況や健康状態を把握した後、教育委員会と校医・保健所に報告し、事後の対応についての指示を仰ぎました。欠席児童が急増した学級は、すぐに学級閉鎖を行うことにし、また、隣接する学級の児童は、他の階の教室に移動させました。さらに、教室内や周辺、トイレ・階段等の消毒を行うなどの処置を行いました。保護者には、文書で感染症の発生について知らせるとともに、体調不良の場合は無理せずに、医療機関の受診を勧めるなどの対応を行いました。

この事案の感染経路は、前日、手洗い場で児童が嘔吐した際、適切に処置せず、その後も同学級の児童が手洗い場を使用していたためと考えられます。

学校は、児童生徒が集団生活を営む場です。そのため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも影響を及ぼすこととなります。感染症対策は、予防可能な感染症については適切に予防策を講じること、そして感染症が発生した場合には、重症化させないように早期発見し早期に治療することと、まん延を防ぐことが重要になります。上記の例では、嘔吐物処理の処置ミスのため、一気に拡大させてしまうことになりました。こうした事例を踏まえて、感染性胃腸炎に限らず、学校保健安全法に定められた様々な感染症が発生することを前提に、日頃からの予防はもとより、発生した際の対応についてのマニュアルを整備するとともに、事後の教育的配慮も含めた取組が求められます。そして、何より大切なことは、感染症に対して全教職員の共通理解を図り、研修を実施して感染症に適切に対応できるようにすることです。

《参考資料》
・「学校において予防すべき感染症の解説」日本学校保健会 2018.3 発行
・「ノロウイルスに関するQ & A」厚生労働省 H30.5.31 改訂版

校種

全校種